

史料紹介：肥前国小川島捕鯨の関係史料：九州大学経済学部古文書より

古賀，康士
九州産業大学

<https://doi.org/10.15017/4403321>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 64, pp.153-190, 2021-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

史料紹介

肥前国小川島捕鯨の關係史料

—九州大学経済学部古文書より—

古 賀 康 士

はしがき

小稿は、九州大学経済学部が所蔵した肥前国小川島捕鯨の關係史料を翻刻・紹介したものである。

近世以降、九州北部の沿岸・島嶼部では、捕鯨業が地域の基幹的な産業の一つとして展開した。なかでも東松浦半島の北端に浮かぶ小川島は、杓岐・生月・五島有川などと並び、沿岸捕鯨が盛んな地域の一つに数えられる。小川島を始めとして、呼子港の沖合に点在する島々が、沿岸を回遊する鯨を発見・捕獲するのに適した環境を生み出していたからである。

この恵まれた自然環境を背景に、近世以降、小川島では約三百年にも渡って捕鯨業が営まれた。記録が残る宝暦十三年（一七六三）以降、呼子の中尾家や唐津の常安家が鯨組を經營したほか、唐津藩も直營の「御手組」を操業した。また近代に入っても、明治十一年（一八七八）に小川島捕鯨組（のち小川島捕鯨会社）が設立され、新たな技法を導入・改良しながら、戦後に至るまで沿岸捕鯨を行った¹⁾。一つの地域を拠点にして、これほど長きに渡って捕鯨業が継続した例はめずらしい。小川島捕鯨は、玄海灘などを舞台とした西海捕鯨業だけに限らず、日本列島に

おける捕鯨史の展開を考える上でも重要な位置を占めているといえよう。

もつとも、こうした歴史的な意義の大きさは対照的に、小川島捕鯨の關係史料はあまり多くは残されていない。『肥前州産物図考』・『小川島鯨鯢合戦』などの図説類のほか、中尾組で総支配人を勤めた藤松甚次郎の回顧録（「鯨組方一件」）や小川島捕鯨組の社史などがあるものの、いずれも編纂物などの二次史料が中心で、操業の実態を伝える一次史料は少ない。そのため、研究史においても、さまざまな史料群から小川島捕鯨に關係する史料を集めることが課題の一つとなっている⁽²⁾。

そこで小稿では、「九州大学経済学部古文書」（記録資料館産業経済資料部門保管）のなかから、小川島捕鯨の關係史料を紹介することにした。この史料群は、九州大学経済学部経済史研究室において戦前から収集されたコレクションに由来するもので、近世から近現代までの社会経済史關係の史料を数多く含む⁽³⁾。小川島捕鯨についても、若干数だが、一次史料が残されている。

この九州大学経済学部古文書の史料群のなかで、小川島捕鯨に直接關係する史料は、管見の限り、小稿で翻刻する次の三点である⁽⁴⁾。

史料1 「大坂海部堀兵庫屋清左衛門訴状一件帳」寛政四年子五月、豎帳1冊（請求記号I19/O/17）

史料2 「順助様御出一件帳」文化八年未二月、豎帳1冊（請求記号I19/J/1）

史料3 「捕鯨組仕組書」（明治八年頃）、書綴1点（請求記号I19/H/7）

以下、各史料の概要を簡単に解説しておこう。

史料1 「大坂海部堀兵庫屋清左衛門訴状一件帳」寛政四年子五月（請求記号19/O/17）

唐津藩の商人と大坂商人との間で発生した捕鯨資金の借銀滞りに関する史料である。寛政四年（一七九二）五月から同六年七月までに作成された訴状・請書など九通を収録する。

本史料の一部は、すでに秀村選三氏が、小川島捕鯨の資本関係を示すものとして引用・分析している⁽⁵⁾。唐津の豪商・常安九右衛門が長州川尻浦への鯨組出漁に必要な資金を、中尾組の大坂の取引問屋（兵庫屋清左衛門）から借用していることなどが、この史料によって明らかとなる。近世後期の小川島捕鯨の金融・流通面的一端を示す好史料といえるだろう。

史料2 「順助様御出一件帳」文化八年未二月（請求記号19/J/1）

本史料は、文化八年（一八一）二月、唐津藩の藩主家（水野氏）が小川島捕鯨を観覧した際の記録である。史料の作成者は、表紙の署名や記載内容から、藩主家一行の受け入れにたずさわった名護屋組大庄屋世戸与一と比定される。

表題にある「順助様」は、唐津藩主水野忠光の子息で、文化九年に越後国藩主となった堀直哉（一七九八～一八三〇）を指すと考えられる⁽⁶⁾。この堀直哉の生年からすると、鯨見物に訪れた「順助様」は、このときわずか十四才であったことになる。史料中に登場する「御子様付」の家臣などの存在は、こうした事情に拠るものであろう。

本史料の構成は、次の三つ部分に大きく分けられる。まず、①藩主家一行の受け入れ準備に関わる書状や触の写が記され、次いで、②一行の応接の日並の記録（二月十三日～同月二十二日）、そして末尾で、③応接費用の勘定な

どが書き上げられている。唐津藩主家の小川島捕鯨の觀覽については、天保・嘉永期の事例がすでに報告されており、本史料はそれとの比較も可能となる。⁽⁷⁾

この「順助様御出一件帳」では、小川島捕鯨の具体的な操業の様子も描かれており注目される。とりわけ、②の応接記録の部分では、捕鯨の様子を描写するため、文体にも工夫が加えられており、さながら大庄屋世戸与一による捕鯨觀覽記ともなっている。世戸与一は漁場の特性などについても言及しており、小川島捕鯨の実態を窺う上で貴重な記録を提供してくれている。⁽⁸⁾

史料3〔捕鯨組仕組書〕(明治八年頃) (請求記号19/H/7)

本史料は、明治八年(一八七五)頃に作成された「捕鯨組」の關係史料である。「扱所」に提出される鯨代価などの「明細表」の雛形が収載されている。史料は表題を欠くが、目録の採録者によって「捕鯨組仕組書」と仮表題が与えられている。

明治初年の小川島では、中尾家に代わって、唐津城下の商人・江川家などの運営が続いた。しかし、明治六年に江川家の資力不足で休業すると、明治七・八年に中尾家が小川島島民と共同で「捕鯨組」を操業する。⁽⁹⁾史料のなかには、鯨肉の分配先として「納屋」「中尾」「小川業主」「島方」が登場することなどは、この時期の小川島捕鯨の共同操業の様子を反映したものだろう。本史料は、近世的な鯨組から近代的な捕鯨組合・捕鯨会社へと移行する時期の小川島捕鯨の一齣を示すものといえる。⁽¹⁰⁾

以上、九州大学経済学部古文書に含まれる、小川島捕鯨の關係史料三点の概要を紹介した。前述の通り、小川島

捕鯨については、西海捕鯨業を代表する捕鯨地域であったにも関わらず、関係する一次史料はあまり残されていない。そのなかにあつて、九州大学経済学部古文書のなかの関係史料は、貴重な内容を含むものといえる。今後、さらに小川島捕鯨に関する研究が進展することを期待したい。

注

- (1) 明治期以降の小川島捕鯨については、安永浩「明治期以降の小川島漁場での捕鯨業の展開」『財団法人鍋島報効会研究助成報告書』第五号、二〇一一年、一―二二頁、同「戦後の唐津・東松浦沿岸の捕鯨業——新聞報道等に見る玄海捕鯨の盛衰——」『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』第二六集、二〇二〇年、一九―四〇頁、など参照。
- (2) 小川島捕鯨に関係する史料の残存状況については、秀村選三「近世後期肥前小川島捕鯨業の一断面——草場佩川の見たる——」『経済学研究（九州大学経済学会）』第四六巻第一・二合併号、一九八〇年、四一頁、など参照。近年、小川島捕鯨については、安永浩氏によって新たな史料の調査分析が進んでいる。例えば、安永浩「藤岡慶弘「家録代々名賀目」〜江戸時代後期中尾鯨組の一側面〜」『佐賀県立博物館・美術館 調査研究書』第四二集、二〇一八年、四六一―四一頁、など。また、「鯨組方一件」についても、森弘子氏らにより新たに翻刻が出された。森弘子・宮崎克則「唐津藩小川島の捕鯨史料（上）——文政〜天保頃「鯨組方一件」——」『西南学院大学 国際文化論集』第二八巻第二号、二〇一四年、一九七―二二二頁。
- (3) 「九州大学経済学部古文書」の史料群としての特徴などは、拙稿「九州大学経済学部古文書について——その来歴と編成——」『九州大学附属図書館研究開発室年報』二〇一六／二〇一七、二〇一七年、一九―二七頁、参照。
- (4) 史料番号は、本稿作成にあたって便宜的に付したものである。
- (5) 秀村選三「徳川期九州に於ける捕鯨業の労働関係（一）」『経済学研究（九州大学）』一八一―、一九五二年、七四―七七頁。なお、本史料は、秀村氏の論考では「名護屋組松尾家文書」として引用されている。「松尾家文書」は、現在「名護屋組文書」として記録資料館九州文化史資料部門に収蔵されている。本史料と「名護屋組文書」との関係性は、

今後の課題としたい。

- (6) 上田正昭ほか監修『講談社日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年、など参照。
- (7) 天保・嘉永期の藩王家の小川島捕鯨の観覧例については、前掲、安永浩「藤岡慶弘「家録代々名賀目」」参照。天保八年（一八三七）、同十一年、嘉永二年（一八四九）の三回に渡って、当時の唐津藩主家小笠原氏が観覧に訪れたことが確認される。
- (8) なお、本史料も来歴・出所などは確定できていない。ただ、史料作成者の世戸与一は、文化八年時に名護屋組大庄屋を勤めていることから、前出の「名護屋組文書」との関係を考慮しておく必要がある（注5参照）。文化八年の名護屋組の「諸願留帳」には、藩主家一行の応接に関する「口上覚」などが収載されている（名護屋組文書一七〇「諸願留帳」文化八年）。
- (9) 「小川嶋捕鯨大意書」二一三頁（『小川嶋捕鯨志』近世長崎文化資料刊行会、一九五七年、所収）。
- (10) 本史料も出所などは不明である。ただし、史料受入時に作成された目録カードの記載から、古書店などから購入された史料だと推定される。

凡例

- 一、本史料は、九州大学経済学部古文書（記録資料館産業経済資料部門保管）のうち、小川島捕鯨に関係する史料を翻刻したものである。
- 一、史料の翻刻にあたっては、漢字の旧字体（正字体）は、一部の固有名詞を除き、現行の字体に改めた。
- 一、読みやすさを考慮し、適宜、読点と並列点を付した。
- 一、変体仮名は、江、而、者、茂、与、のほかは原則としては平仮名に改めた。
- 一、虫損などによって判読不能の文字は、「□」で示した。文字数が確定できない場合は、おおよその文字数を□で示した。
- 一、踊り字の「々」「ゝ」は、「々」で統一した。
- 一、見せ消ちは、「々」で示し、修正がある場合はルビで該当の文字を示した。
- 一、闕字・平出は、一文字分の空白で示した。
- 一、原史料の字下げ、日付・宛名の配置などは、可能な限り翻刻文に反映した。ただし、一部については、煩雑を避け、定型的な配置に改めた。
- 一、頭注部分に、本文中にみられる事項・用語などを適宜注記した。
- 一、校訂者による注は、（ ）を用いてルビで示した。

史料

史料 1 「大坂海部堀兵庫屋清左衛門訴状一件帳」寛政四年子五月（請求記号 119/O/17）

〔表紙〕

寛政四年

大坂海部堀兵庫屋清左衛門訴

状一件帳

子五月

」

〔表紙裏〕

「一五月九日御代官御役所江被召、別紙訴状御渡被遊、請書指出候様被仰出候二付、兩人扣拜見候上、難渋之次第相認、同十一日御役所江指出置、左訴状写之後二出ず、尤訴状二通同日返上、川澄兵四郎殿江渡ス」

乍恐口上書ヲ以御願奉申上候

願人 海部堀川町 兵庫屋清左衛門

相手 唐津呼子浦 金丸惣左衛門

右同所 河田屋嘉左衛門

一右兩人江天明五年巳十一月慥成証文を以銀三貫五百目、此利四貫貳百五拾貳匁五分、元利合七貫七百五拾貳匁五分相滞、度々催促仕候得共、一向埒明不申、甚難渋仕候、何卒右惣左衛

①兵庫屋清左衛門訴状

唐津御蔵屋鋪

門・嘉左衛門御召登被為成、元利相渡呉候様被 仰付被下候ハ、難有奉存候、已上
寛政四年

子四月五日

唐津御蔵屋鋪

兵庫屋清左衛門
病氣二付
代庄兵衛

御役所

須賀井半兵衛様

小川梅干之助様

②兵庫屋清左衛門訴
状

乍恐口上書ヲ以御願奉申上候

願人 海部堀川町 兵庫屋清左衛門
唐津呼子浦
相手 下松屋休右衛門

常安九右衛門

一右休右衛門、天明四年辰二月、常安九右衛門用向ニ付罷登、当地諸用不足ニ付、銀三貫目借用致度段申之候、則九右衛門代休右衛門証文を以預ケ置候、其後九右衛門方へ右段通達仕候處、右九右衛門方一切入用之銀子ニ而無之、休右衛門私用之銀子□用与唱、証文表主用ニ相偽、劑度々催促仕候得共、何之返答不仕、甚難渋仕候、元銀三貫目、此り三貫六百七拾式匁、合六貫六百七拾式匁、右内五百七拾六匁、已五月ニ受取、相残り六貫九拾六匁相滞御座候、何卒右休右衛門御召登被下、前書御願申上候段、急度御糺之上、銀子相濟呉候様被 仰付被下候ハ、難有奉存候、已上

寛政四年

子四月五日

兵庫屋清左衛門

病氣二付

代庄兵衛

唐津御藏屋鋪

唐津御藏屋鋪

御役所

須賀井半兵衛様

小川梅干之助様

横紙

申上口上覚

③申上口上覚

中尾甚六殿方問屋

組方問屋

一私共兵庫屋清左衛門方へ銀子借用仕候次第、八年以前(天明五年)長州へ鯨組仕出候御、銀子足合不申候二付、大坂生魚屋平左衛門と申者兼而問屋二御座候二付、銀子調達相頼候得共、一円埒明不申候二付、右兵庫屋清左衛門事者、中尾甚六殿方問屋二而、心当御座候故、右之段、内々相談仕候所、清左衛門方組方問屋二仕候者体二分、調達之手段も出来可仕趣二御座候故、平左衛門方断申、清左衛門方問屋二仕、彼方へ参、滞留仕候内、銀子調達段々相頼候得とも、是以一円埒明不申、最早時節も有候事故、無扱組方調物代錢清左衛門方分払くれ候様二相談仕候所、無扱請合候二付、調物代錢都合三貫(五カ)二百目、則正銀調達之体二証文入置借用仕候義、

相違無御座候

一此度右銀子返濟仕候様奉畏候得共、私共義、近年不成行二而、当日ヲ暮兼候得者、一向返濟之手段出来不仕、大坂表江被召登候共、路用之繰合も相成兼候程之義二而、重々難義至極二奉存候、何卒清左衛門方へ右難洪之次第、私共□□□渡□□取続出来候上二而、返濟仕度、書状二而も指登申度奉存候

一嘉左衛門悴茂兵衛義者、親相果候得者、右銀子借用候義も一向承知不仕、此度□□而承申付候以来、想左^(衛門)□□組方仕出候二付、参呉候様相頼候二付、被雇□□嘉左衛門入用之銀子二無御座候、参懸り無抛加判□□御座候、然御役所様奉懸御苦勞之段奉恐入候□□指出申度奉存候得共、何分今日之取続も相成□□程之儀二而、一向手段出来不仕、難義千万二奉存候右之通二御座候、此度御役所様奉懸御苦勞候段、重々奉恐入候、以上

(寛政四年)
子五月十一日

呼子鈞分
惣左衛門
呼子村嘉左衛門悴
茂兵衛

別紙之通、兩人歎出候二付、此度御請申上候手段出来不□□取斗難相成御座候二付、乍恐御内分相伺候

一下松屋休右衛門と申者、名面者勿論、兵庫屋清左衛門分銀子借用仕候者、吟味仕候得共、当所江無御座候、以上

(寛政四年)
子五月十一日

佐々木九十郎
斧右衛門

別二通指上置候所、同十三日被 仰付候者、何分以手段返濟候様請書指出候様、富四郎殿ヲ以被仰付候二付、罷帰、兩人相扣、左之通請書指出

④奉指上口上覚

長州川尻鯨組仕出

奉指上口上覚

一私義八年以前(天明五)長州川尻鯨組仕出(編方)入用之調物代銀三貫五百目、大坂海部堀兵庫(川町)清左衛門(屋)分借用仕候処、相違無御座候、右之銀指滞、清左衛門分御訴訟仕候由二付、此度急度相払候様御沙汰之趣奉畏候、然共私近年不成行二付、持来之家屋鋪も去々(寛政二)成年売払、纔之借家仕居候所、去夏之類焼ニ而聊払残之家財も委(悉)□□□仕、当時渡世方無御座、甚以難決仕、此節一向返濟之手段無御座候得共、嚴敷被為 仰付候二付、無慥少々宛以他借漸銀百目出来仕候、便船次第為指出可申候、殘銀之義者以手段追々相払可申候、右為御請如此二御座候、以上

(寛政四年)
子五月

呼子浦金丸惣左衛門事
豊後屋
想左衛門

前書之通相違無御座候、以上

同日

呼子浦釣分名頭(需四)
治右
同所庄屋
斧左(需四)

御役所様

⑤奉指上口上覚

長州川尻鯨組

奉指上口上覚

(元前五)

八年以前已年想左衛門事、長州川尻鯨組□組方入用調物代銀三貫五百目、大坂海部堀□
 屋清左衛門之借用仕候処、右銀指滞清左□御訴訟仕候由二付、急度相払候様御沙汰之趣、奉
 畏候、然共親嘉左衛門四年以前相果、右体之義、私江不申繼、此度御沙汰二付、始而承知仕候、
 元来嘉左衛門義者惣左衛門被雇相越、惣左衛門銀子足合不申候二付、居合候得者、無摺証文二
 加判等仕候由、此節惣左衛門より承知仕、全惣左衛門借用二紛無御座候、然共加判仕候義、紛
 無御座由二候得者、惣左衛門申合相払可申候得共、私近年別而不成行二付、家屋敷等□借銀之
 引当二相渡置、当日之渡世も難相成、難渡仕候得者、指懸手段無御座候得共、前条申上候通、加判仕候儀、申合返濟之手段無御座、難義千万二奉
 存候、右為御請以歎書如此御座候、紛無御座候へ者、惣左衛門申合、以手段追々相払可申候、右為御請如此御座候、以上

子五月

呼子浦津田屋 嘉左衛門子

茂兵衛

前書之通、相違無御座候、以上

同日

呼子浦名頭 弥平

同 与三郎

同浦大庄屋並 佐々木九十郎

御役所様

右之通請書指出候処、同月廿三日茂兵衛請ニ御好有之、廿同月四日ハ左右之旨ニ直シ指出候処、納ル也、カ例ニ直シ置候

同二年十一月大庄屋并斧左衛門御呼出候而、左之願書御渡被遊候

乍憚口書を以奉申上候

願人 海部堀川町 兵庫屋清左衛門

相手 御領知呼子浦 金丸惣左衛門

同所 津田屋茂兵衛

嘉左衛門

相果候出 茂兵衛

名古屋浦

下松屋休右衛門

一右三人之者江、慥成証文ヲ以預ケ銀有之、元利相滯、度々催促仕候得共、一向不取敢、当節甚難渋仕候、依之当子四月式通願書奉指上候、別而年数相重り右体捨置候段、難渋仕候、然ル処、願書之趣、右三人者江逐一可被仰付、三人之者ハ請書指上ケ、私江請書御下ケ被下候処、難渋而已申立、漸兩人ハ百目宛調達致、残銀追々返弁可申段、申之候得共、私奉願上候者、右三人之者早々当所江御召登被下、急度対談仕候様被 仰付可被下段、御願奉申上候所、罷登り不申、聊之銀子ヲ以兎角二年月等指延候儀、甚以不埒之至奉存候、別而下松屋休右衛門儀、主用と相偽、右銀延引仕候段、甚難相濟致方と奉存候、別段不埒之返濟方ニ而者

⑥兵庫屋清左衛門願書

唐津御藏屋敷

唐津御藏屋敷

須賀井半兵衛様

小川梅干之助様

私(五)ヲ以願候所、詮も無御座候、甚迷惑仕候、何卒御威光ヲ以、右三人之者早々御(六)銀子急度相済候様被為 仰付可被下候、則右(七)書三通奉指上候、此段奉願上候趣意(八)遂一御聞届之上、三人共二御召登被下度、乍憚再願奉申上候、以上

寛政四年子九月

兵庫屋

清左衛門

病氣二付

代庄兵衛印

⑦奉指上口上覚

長州川尻鯨組

奉指上口上覚

私共長州川尻鯨組仕出入用之銀子三貫五百目、大坂海部堀川町兵庫屋清左衛門今借用仕候所、差滞候二付、当四月清左衛門より御訴訟仕候二付、急度相払候様被為 仰付、則其節御請書指上候所、清左衛門承引不仕、又々此度御訴訟申上候二付、急度返済仕候様御沙汰之□、奉畏恐入、然共前段申上候通、当節難決□□二付、銀子返済之手段外二無御座候得者、無抛年内路用等之支度仕、来春罷登、清左衛門江対談仕可申候、右為御請如斯御座候、以上

子十一月

呼子浦津田屋

茂兵衛

同所豊後屋

惣左衛門

前書之通相違無御座候、以上

同日

呼子浦釣分名頭

次右衛門

御役所様

右請書同十五日斧左衛門殿持参ニ而被指出候、相納り申候

同浦名頭
 弥平
 同
 与三郎
 同鈞分庄屋
 斧左衛門
 同所大庄屋並
 佐々木九十郎

乍憚口上書ヲ以奉申上候

⑧兵庫屋清左衛門訴状

願人 兵庫屋清左衛門
 御領分呼子浦
 相手 金丸惣左衛門
 同所
 津田屋嘉左衛門
 相果候由名跡
 茂兵衛
 同
 名古屋浦
 下松屋休右衛門

一右三人之者江慥成証文ヲ以預ケ銀有之、元利催促度々仕候得共、一向不取敢、甚難渋仕候、依之寛政四年子四月式通之願書奉指上候所、右三人之者共私へ右請印逐一被為 仰付、三人之者分御請書差上、私へ右証書御下ケ被下候所、種々難渋申立、右之者共分聊宛差入、残銀追々返并可申段、申之候得共、何分三人之者共、当所へ御召登被下、対談之上、濟方仕候様被為 仰付可被下段、御願奉申上候所、聊之銀子ヲ以兎角延引被致義、甚難渋仕候、別而

下松屋休右衛門義、常安九右衛門手先ニ罷登り、主用と相偽、右銀私用ニ相遣候儀、甚以不埒之者ニ御座候、急度御吟味等も御願可申上候得共、御役人中様御苦勞可被遊段、恐入差扣へ罷在候、右三人之者御請書并ニ前段之趣、再願書子(成四)九月差上候所、其俣三人之者分対談も不致相捨置、別而年数相重り難渋之至ニ奉存候、何卒此段前段願之趣御聞達し被下、急度対談濟方仕候様ニ被 仰付被下度、此段御願奉申上候、以上

寛政六年

寅六月廿七日

病氣ニ付 兵庫屋清左衛門
代 弥兵衛

唐津御藏屋敷

御留守居様

⑨奉差上口上覚

奉差上口上覚

一大坂海部堀兵庫屋清左衛門方借用銀返済方之義ニ付、同人方分此度又々御訴訟申上候故、罷登、対談之上、急度返済方訳付候様、猶又是迄延引仕候次第申上候様被為仰付、奉畏恐入候、何分ニも私共罷登、清左衛門へ対談可仕と、去々(成四)子冬御請書奉差上候ニ付、丑春罷登候覚悟ニ而、路用等之手当仕居候内、惣左衛門義大病相煩、色々養生仕候へハ、少々ツ、快方ニ趣候之処、又々去五月分再発仕、既去冬ハ九死一生之躰ニ而極々難義仕候、当春分ハ少ツ、快罷成居候へ共、大病之事故、今以寿分引立不申候、右之仕合ニ而、段々延引仕候故、当四月(五)肥後船天神丸船頭ニ為頼、延引ニ罷成候断状清左衛門方へ差登候処、如何為達候哉、未何之

返答茂無御座候、是迄返濟方打捨召置候心底毛頭無御座候得共、右之仕合ニ而、延引仕候ニ付、此節何分罷登対談仕候覚悟ニ罷在候へ共、病後今以力付不申、其上近年無類之不漁ニ而、難洪之時節二候へ者、路用銀出来難仕、延引罷成、奉掛御苦勞候段、重々奉恐入候、津田屋嘉左衛門跡茂兵衛義八、久々眼病ニ而引入、徘徊難相成候ニ付、何分此上路用銀等支度仕、当暮迄掛惣左衛門罷登、清左衛門へ対談仕可申奉存上候、右為御請之如斯御座候、以上

(寛政六年)
寅七月

豊後屋
惣左衛門
津田屋
茂兵衛

前書之通相違無御座候、以上

呼子浦釣分名頭
重吉

同浦名頭
茂作

同
与三郎

同釣分庄屋
斧左衛門

同浦大庄屋並
諸岡忠七郎

御役所様

史料2 「順助様御出一件帳」文化八年未二月（請求記号 119/J/1）

〔表紙〕

文化八年

順助様御出一件帳

未二月 世戸氏

〔表紙裏〕
小川島此度詰合覚

大庄屋 世戸与一 始終詰切

加部島庄屋 俊助

波戸村庄屋 又左衛門

串村庄屋 喜四郎
名代同十三日十四日詰居申候

加唐島庄屋

二月十三日迄

同廿日昼迄詰

馬渡島庄屋 敬作

同十四日迄十八日迄詰

浦分庄屋病氣にて詰なし

小川島鯨見物

二月六日夜、矢嶋団平様御屋鋪へ被召被仰付候者、近々 若殿順助様小川島鯨見物被仰出候間、諸事先年 左京様御出之節同様二相心得、手当致置候様、且又中尾虎之助方へも懸合、御覽所掃除等心懸置候様可申通候旨仰渡候二付、御日限并（呼子迄ハ）御陸地敷（直ニ）御船敷之訳奉伺候得共、未其儀不相分、追而御沙汰之由被 仰付候

一二月七日別紙之通御状ニ而被仰付候

順助様近々小川島為鯨御見物御出被 仰出候二付、上通夜具八人分・中同七人分・下同九

中尾甚六方

人分、右島庄屋方へ用意可致候、且御湯殿道具者中尾甚六方二而借用可致候、庄屋宅疊不
宜候ハ、其方宜敷可取斗候、諸事先年左京様御出之節之通、相心得可申候、以上

二月七日

御代官役所

名古屋組大庄屋へ

御船牽船

- 一 御船牽船六艘 内
- 一 浦分 一 海士分
- 一 加部 一 是戸(邊)
- 一 小川 一 加唐

但御乗船若永楽丸之時二ハ牽船一倍増手当之事

一 小川島高辻へ通候道筋手入之事、其島人足為拵候事

但波戸御上場土俵右同断之事

一 御供下宿先年御出之通手当致置候事

一 御賄方 御上通ハ御手賄敷、其外ハ納屋方引受敷、先例取調候事

一 組合庄屋役割之事

但組合庄屋詰所志軒手当之事

前広諸事世話役加唐島庄屋嘉平次受持

一 諸入用之品々先例之通、小川島二而相調、用弁差支不申様取斗之事

但夜具其外諸道具類、島方二而不足之分ハ、早々取調被申出候事

一 高島分小川迄御船引舟組合割合之事

一 浦分ニ而咆五十具程も用意申付置候事

ノ組合庄屋出会之上申談ス

二月七日

近々順助様為鯨御見物小川島へ御出被為仰出候、御滞留中御給使ニ各御子息兩人被相勤候様御心懸置可被成候、日限者差懸可申遣候間、無間違様御取斗可被成候、以上

二月八日

惠十郎殿

又左衛門殿

順助様近々小川島鯨為御見物御出ニ付、賄之儀者先年左京様御出之通、相心得可取斗候、且上ヶ畳之儀茂、是亦前条之通相心得可申候、御滞留中者其方相詰、火之元夜前受会、夜中茂火之用心廻等為致可申候、以上

二月十一日

御代官役所

右之通被 仰付候ニ付、左様御承知御取斗可被成候、且又上ヶ畳儀□□元有之候哉、若無之候ハ、其段申上候ニ付、此状着次第、否如飛為御知可被成候

一 御飯料之儀、被申聞候得共、此方ニも無之候ニ付、宜敷米其元ニ而御買入御用意置可被成候、以上

二月十二日

五郎左衛門殿

世戸与一

水御門

順助様明朝水御門分御乗船ニ鯨為御見物 御出被為遊候旨御沙汰有之候、其旨御承知可被成候、尤風波ニ分御上陸呼子分御渡海難斗候、左様御心得可被成候、以上

二月十二日

中尾甚六

大納屋へ

右之通被 仰付候旨、大納屋分為知来候、且又御談所分も右之通御沙汰御座候、諸道具等明朝間ニ合候様御取斗可被成候、組合庄屋衆も早々御出役御申付可被下候、私忝人ニ而取斗間ニ合可力不申候様、宜敷御取斗可被下候、以上

生嶋

別紙ニ此間懸合候御湯屋道具之儀、明日大殿様中尾へ御入ニ付、差

支可申哉ニ奉存候、尤成丈生嶋ニて借用仕候様ニ御申候得

懸合候分御心懸置可被下候旨

二月十二日

小川島庄屋
五郎左衛門

世戸与一様

御手紙拜見仕候、 順助様明日当浦御船清飛丸分。小川御渡海之由ニ而、御船者今般七つ時当浦へ乗込ニ相成居申候、尤 大殿様も明朝当所御茶屋御見分御出被為遊、中尾甚六方ニ而御昼被為遊、直ニ御帰城之旨被仰付候、為御心得、此段茂為御知申進候、以上

二月十二日

世戸与一様

呼子庄屋

中江庄平

前条之通三付、御船牽船ハ此間刻之通、明朝六つ半時高島へ相揃候様申触、組合庄屋中并御給使も右同様小川島へ被相揃候様申触候、以上

二月十二日夜

順助様小川島鯨為御見物御出被 仰出候、尤今晚迄ニ鯨掛取候旨、注進有之候得者、明朝右島へ 御渡海之旨、御尤候所被仰出候、且呼子村迄者御陸被為入候間、大小庄屋・名頭御案内相勤可申候、御道筋并刻限等之儀者相分候上、尚又為触可申候条、可得其意候、以上

二月十二日

御代官役所

唐津 佐志 馬部 打上 赤木

名古屋 各組々大庄屋江

此御触書二月十三日四つ時過相達、我等早々順助様御案内ニ出浮候後ニ到来、無其詮事

一二月十三日御昼休、中尾甚六方ニて相濟、御渡海被為遊候得共、御賄方御役人衆間ニ合不申候故、御上通も村方同夜ハ為仕候

但御膳衆通一式中尾甚六方ニ差向來候

御湯殿道具ハ、殿様同日御入ニ候差支、中尾方ノ口入ニて生島仁左衛門方ノ來候、其外

不足之品々ハ組合ニて間ニ合セ候、△御入相濟候後、御湯殿道具不残
朝七つ時御立
中尾方々為持遣候

二月十三日九つ時頃呼子御乗出、牽船六艘、外ニ御案内船、我等事小浜崎分御案内相勤候、
鯨組方分も鯨船三艘追々牽船間ニ合来候、△庄屋宅座敷御設、新き畳村方ニて取斗
毛せん御褥ハ中尾方分来候、上ヶ畳なし

但納屋方御出役も老入、鯨船分御案内ニ平瀬の前迄御出浮有之事

大納屋など御覽

一同日御上陸、直ニ庄屋宅へ御入、少御体之後、大納屋并ニ油壺場・骨納屋・筋納屋・道具納
九つ時過
屋等夫々御覽相濟、夫分山見物、万崎江御見物相濟、庄屋宅へ御入ニ相成候

一御本陣壹軒庄屋宅、下宿者御中間斗宿
兵助様御供衆

貳軒手当

但我等宿所別ニ老軒手当候也

林右衛門所
組合庄屋
友五右衛門所
嘉藏

中尾手代

一御上通御賄方ハ呼子へ申遣、手当可仕候ニ付、使船借呉候様、中尾手代兵八七申者。相頼候様借遣候也

但先達而御賄方之儀、小川庄屋分中尾方へ為懸合候処、先年之記録相改見可申候、譬御賄

方一式、甚六方分引受候様相成候共、納屋方不入行届不申候共、薪・野菜・人足・料理

方等之儀ハ、何分村方分世話致遣呉候様相濟候儀者、如何様共可得御相談方相頼候故、

庄屋分も随分其儀いか様共差支不申取斗致七遣旨ニ相答候旨承ル

△是ハ左京様へ□付方賄ニ付、此度も古格之通、
尤御上通諸道具ハ何品も不残中尾方分来

二月十四日献上物

匏十貝(千七)

若布

小磯物

山薯五本

さゝみ三十

以上

△中尾方ハ御上并御次 御賄方其外御附衆迄差上物有之候
御上ニハ、大鯛五枚・大鮑十 平樽壱上ル
右組合猷物之内、山薯五・鮑五・さめ七・若布少、外中尾猷鯛ニ■御城江被猷候

一十四日朝夕雨天、早朝納屋ハ獄御見物候筈ニて、恵美須崎迄御出有之候得共、降雨強御引帰被遊候

△此節俄の雨故、大庄屋ハ傘御免ニてさし御案内申上候、庄屋ニハ其沙汰なし

同八つ時過夕万浜磯ニ御出遊、小貝類為御取被遊候、併夕時迫り取不申候、村方人足四人出て為取可申候、此節御供之御人数左之通

御上御壺人様 御供 御子様付 三崎積之丞様

御小姓 牧田遠治様

岡部熊弥様

中根清蔵様

宮本文次郎様

御物頭 戸田兵助様

御医師 堀玄篤様

御賄方 植木幸治殿

御料理人 池田仲助殿

戸田兵助様御供 加藤太左衛門殿

山崎与八殿

御草履 合羽籠持 御中間三人
御茶弁当持

戸田兵助様下 壹人

御付下 貳人 準助
新助

堀玄篤様下 壹人

江戸町家の者のよし

蹴鞠師也
詰所ハ御次衆並也

嶋村久蔵殿

御同人太夫下 壹人

三崎積之丞様下 壹人

御付主 (カ)

平村節齋殿

拓植玄達殿

山崎清益殿

広瀬伝斎殿

御徒目付

岩瀬伴蔵殿

御下男 壹人

二月十三日夕々朝迄
二賄

山上藤四郎

右同断

御下男 壹人

御人数 〆三十人

此記

御上御 壹人様 二月十三日夕々 御賄仕候

貳人 岩藤四郎殿 二月十三日夕々朝迄 四賄
御下男

廿七人内四人
尚残廿三人

二月十三日夕同十八日夕迄
小川島にて御賄仕候

一松野尾熊作様二月十四日加唐嶋分御越被成候得共、又々御引返二付、小川御賄なし

一同十五日雨天北風、鯨も一向不相見、空御滞座也

同日昼九つ半時頃自御城 御使者御小姓松野尾八十郎様、飾雁一羽・同白鷺老羽・御菓子と見し御包壹つ御持參被差上候、并鉄炮小筒壹つ為御持被遊候而御留置候也、八十郎様ハ呼子御昼カニて御渡海、直ニ御帰り、御乗船ハ納屋方分鯨船出ル
但右之雁・鷺共ニ其夜直ニ御料理ニて上下共ニ御賞翫

一同十六日北風烈 ■御沙汰□鯨漁人共能統候得者、殿様被為渡候諸事御手配之由承之、鯨船不残上陸

同日為日和悪、於明神社前羽指并船之者・納屋方共相撲為取候旨ニて御覽被為仰、四つ時頃分御出、社頭御座ニて御覽被為遊、為御褒美四十八樽壹つ・鯛三十枚被下之候

但社内掃除、形屋・社中其外ニ共、敷物等何も組方分仕出。但拜殿の四方宮幕を打廻し、余ハ、村方構無之事、御座御褥ハ庄屋宅へ中尾分来居候を為御持被為遊候、中通ハ床二帖ニ敷物いたし有之、浦方御手代并御供

衆座定り居候得共、御徒横目岩瀬伴藏殿分指図被致候而、床ハ御除被成候而、地上二畳、其上ニ縁座敷御見物有之候、当時庄屋并□□中尾甚六・勝木定兵衛ハ右同様表通ニ一畳ニ並居、其後ニ御横目岩瀬伴藏殿・浦方御手代藤田藤次殿・同仮御役川瀬嘉十郎殿壹畳ニ、

羽指など相撲

納屋歌三奏

其後二戸田兵介様御供加藤太左衛門殿・山崎与八殿右之通座席也、是ハ納屋方分の相撲故、中尾・勝木も表座と見ル、我等も御案内、且御用弁の為と見ル

右相撲相濟、御上被下拜樽羽指共へ於御前中尾甚六頂戴之上、披露いたし、羽指共不殘頂戴之上、太鼓を打、納屋歌三奏、其後羽指共諸肌を脱、太鼓を打、起舞申候、可笑事也、其後直二庄屋宅へ御入、御昼御支度被遊候

同御昼後、御殺生の為、赤浦迄御出遊被遊候得共、烈風故、御獵物も無之、其俣御引返被遊候
一同十七日東北風烈天常曇無雨

座頭二本 淀の内
遠目鑑

四つ時頃鯨来、山頭斥候告之、出御座を被転、山見の所へ御上被遊候処、勢子船両傍二列り、加部鶴田の岬分座頭二本を追駈す、然共風烈して淀の内難設網よしにて、加唐の前面、松島の表二当テ網を設んと追駈すれとも、鯨逆して波戸岬のかたへ走り、又駈りて松島二向て去ル、風烈波さかまいて、網を運ふことあたわす、鯨逃下り、西のかたへ落走りぬ故に、むなしく御帰座候也

但山見所へ毛氈御褥縁取を御もたせ、其外茶具なし、遠目鑑ハ別ニ壹本納屋方分爲持来候
一同十八日晴天北風、御昼前御出遊無之候

△今朝名古屋御番代井上官藏様御機嫌窺ニ御見被成候、昼支度御頼ニ付、下宿医師宅にて上下三人御支度差出ス、旅籠料上壹貳三三十五文、中十五文、下十文御定通ニ受取申候
一同九つ半時頃自御城 御使三好鋒小姓五郎殿、呼子にて昼御支度後御出、此元御賄なし

但御土産物ハ觥カ式本御贈被遣候也、当日直ニ御引返被成

同刻限呼子御番代築井繁様御機嫌伺御出被成候、是も御賄なし、直ニ御引取也、同八つ半頃、先日御泊・御滞留之戸田兵介様御帰也、上下四人御賄方減ル

此間中御賄方ニ当所賄方ニ買入居候諸魚御取被成候分、如何取斗候哉之旨御尋ニ付、先年左京様御出方儀、榮三郎様御出支度共、諸肴当初今一切買上申候故、御払方之例、私共存不申候、已前兩度之御出ハ御滞留中諸肴相納候様、最寄之浦々へ浦山方御役所分御触御座候ニ付、玉々御納来候而、御用弁相濟居申候、併此度指上候分も御買上ニ被仰付候ハ、御指圖次第ニ申分無御座候、若又諸魚納定式を以、代錢被下候訳ニ御座候ハ、当所分相納訳被御聞候故、其浦々納ニ御立被下候而、当所ニ買入候代錢ハ、元直段其浦々分私共方へ返来候様、其浦々庄屋へ浦山方分御沙汰被下候様御斗可被下候、左無御座候而ハ、已来右躰之極ニ相成候而ハ、漁事無之所ニも肴相納候振合ニ相成候旨、申立候処、御聞届、納屋方浦御手代衆へ御懸合、元当所へ買入候浦々へ御状を以被仰付候故、其分代錢ハ引除払入不申候
同夜中尾方分太鼓・小鼓御取寄御認請カ拍子等有之候、当日中尾方品々献物有之

一同十九日雨、北風

九つ時頃前海ニ鯨来由、告有之、山見所へ御転座有之、魚ハナガス也、淀の中へ入候得共、息長して魚先不相分、不設網奔申候、折節強雨故、御案内簀笠御免也、八つ時中尾方分御樽其外品々献上物有之候、今日迄大底日々献物いたし候

同暮七つ時頃分大西風終夜困候、雨歇

ナカス

一同廿日西風晴天寒

同九つ時北海沖に鯨来候由にて、山見二標を上候得共、ナカスにて勢子船追駈不相成候て、間もなく奔たり

同七つ半時頃勢子船入方御覽被遊度旨にて御出有之、御覽所（高野の島）御見物有り、勢子船三遷行莊をなし、追駈の兒をなせり、暮時御入二なる

今朝御贈物桐油包二ツ呼子（カ）送輸ル、昨夜呼子二至候得共、風烈波高して、舟不浮延引也、壹包二ハ鴨一羽、一包二ハ鶏卵五十入也、但付札二御小納戸（カ）御子付三崎関之丞殿当二来ル

一同廿一日天晴西風寒

朝四つ時過、中尾方（カ）獻物、あさり貝數十・大松露數十・めはる數十・鱸魚三尾・重の内一包指上候

九つ時頃沖ノ方鯨来候由、山見（カ）告之、昼暇後御出有之候處、魚道能来り、輒く小泊の沖、かり尾のはなにて網二かゝり、連魚セビ式本共一所二かゝり、勢子船の働方鯨の波を躍セ候所までよく御覽候而、暫庄屋宅へ御入、其間二鯨免瀬（カ）の方へ漕来候二付、又々山見へ御上り間近く相成候而、夫（カ）納屋御覽所へ御入被遊候、鯨漕入候節二ハ、惣船行莊をなし、劍を刺候様子をなし、羽指一同劍を挙げ、牽来候鯨に突立候、夫（カ）手形を明け、大索を加へ轆呂二卷寄候まで御見物、黄昏二至候而、御入被遊候、鯨は引寄候斗にて不解、只背を割き、熱氣を發し候はかり也

連魚セビ式本

昨夕の鯨を解く

此日時々雪を雨す
△明日和波二候へハ、鯨解濟候後、
御帰帆のよし、今夜御沙汰有之候

一同廿二日晴天西風

朝六つ時夕の鯨を解く候を為御覧、納屋場へ御出有之、於御覧所ニ中尾方々御吸物・御酒等差出、組中返上也、其後鯨御煎焼等被召上候

今朝御案内ハ、拙者儀、夜前分持病ニ付、名代加部嶋庄屋俊助被出、当島庄屋と兩人也同五つ時過、庄屋宅へ御入、朝御膳被召上、又鯨場へ御出被遊候、御賄方も諸品御持出被成候而、御酒等被召上候、昼御支度も上下不残持出ニて御覧所ニて御支度被成候

同九つ時頃、此間呼子へ乗廻居候清飛丸乗来候故、御帰船之用意被仰付候

同八つ時頃庄屋御宅へ御入御帰申候、御出立被遊候所へ水の浦へ鯨来候注進有之候、又々小嶽迄御登被遊候得共、鯨行方不相知、山見の苦をも下候故、御引取被遊、神社の辺へ御出懸被遊候所、山見又苦を挙候故、夫々又々山見所へ御上被遊候所、鯨ハまん崎の地近く来候故、暫御暇被遊候得共、行衛不相知手間取候故、直ニ御下、御乗舟被遊候

我等加部・宮崎御案内罷出候所、呼子村庄屋・名頭来候故、引替り各引取申候、若殿様ハ今夜呼子中尾甚六方ニ御止宿被為遊候

一右御賄方其外後仕舞、加唐庄屋嘉平次・加部庄屋俊助小川ニ越、被取調候様申談

但中尾方々ハ 若殿様へ小骨大一切・間の身上全・背の身上全・尾羽毛上全・百尋上全煮・豆

わた上全煮・いかわた上全煮

其外御供御銘々様へ皮・赤身等菰包札付を上有之、御中間并御供御家来迄也

一今朝五つ時過自御城御使者小林初十郎様御出、御土産鴨三羽のよし、御口上相濟直ニ納屋船
の御引取被遊候

二月廿二日卒事、去ル十三日令当日迄相渡、十日小川へ相詰諸事取斗、首尾相濟候也

諸雜費調方

諸雜費調方者小川島庄屋五郎左衛門・加唐島庄屋嘉平次・加部嶋庄屋俊介へ懸り役申談為取
斗候也、別帳面有之事

但薪^{炭・米是ハ御上ハ別也}・野菜・灯油等一切御払無之事、御上へ外村賄差上候得共、御払候儀ハ候へ共、其節

御沙汰無之事

御酒御買上斗にて、村方ハ一切不差出候事

御酒御売上之分

一御酒御売上之分取調書上候様仰付候二付、其後小川庄屋分申上候処、書上候通御払有之候、
外ニ御賄入用ニ成御豆腐代も同時ニ被下候也

一同五月十四日御代官御役所様分左之通申来候

順助様先達而小川島御出之節之賄代吟味役所分相渡候間、受取手形差出受取可申候、以上

五月十四日

追而荅賄五十銅之積を以請取手形相認可申候、以上

御代官役所

名古屋組大庄屋へ

右之通申来候、十六日取調、同十七日小川島庄や受取持参可致候也

覚

一錢三拾四貫四百文

但二月十三日御賄分同廿二日昼御賄迄

此御賄數六百八拾八賄

壹御賄二付五拾文宛

右者当二月 順助様御出之節、於小川島御上中下御賄仕候分御賄料被下置、難有慥ニ受取申上候処、相違無御座候、以上

（文花八巻）
未五月十七日

名古屋組大庄屋
世戸与一

御吟味方

御役所様

右之通相認差出ス、被下錢八直二小川へ相渡、諸雜費二入

此節雜費

此節雜費左之通

元百五十四匁八分八厘

一八〇百七十匁三分七厘 五郎左衛門取かへ元利

元百十七匁五分

一同百廿九匁貳分五厘 大納屋今米五俵買入代元利

元百壹匁六厘

一同百七匁壹分二厘 小弘物五郎左衛門取かへ払分元利

- 一同廿四匁五分 米壹俵代小川酒場へ入分
一同五十匁四分 同式俵代組元ニ入分
一同四十九匁 同式俵呼子周防屋ニ入分
一同式百九十五匁 夜具損料小川ニ入分
但半損料ニスル
- 一同拾壹匁 大羽釜一・三尺桶壹本・ならちや碗一重損料メ
一同式百四十九匁 料理人・内夫・給使人共賃錢メ
一同六百四十八文 組元ニメたい三枚にんしん壹本
かたすみ壹俵代
一同四百廿文 呼子塩屋善右衛門ニ入分
一同四百文 同所藤代や平兵衛ニ入分
一同四貫九百壹文 小川酒屋書出
一同壹貫七百八十九文 小川村取分品々代買物也
一同壹貫百七十文 同所藤左衛門取分
一同五貫五百廿六文 八百屋仁平取分
一同式百四十五文 五郎左衛門取分
一同壹貫三百七十文 (カ)ゆ屋取分
一同五百六十文 馬渡取分
一同四百八十文 小川惣兵衛取分
一同壹貫八百七十五文 呼子しほや与左衛門取分

匆メ壹貫八十五匁六分四厘

文メ拾九貫三百八十四文

八〇ニ直し式百四十式匁三分

二口合壹貫三百廿七匁九分四厘

内

三十七匁壹分八厘 品々払物代々入分引

四百三十匁 御賄数六百八十八匁、壹匁ニ五十文
ツ、被下候分引

小以四百六十七匁壹分八厘

残八百六拾目七分六厘

諸色割ニ而割合取立

史料3〔捕鯨組仕組書〕(明治八年頃)(請求記号 119/H/7)

一 捕鯨出組中業主以下用掛之人々ハ、第一号式ノ如ク表ヲ製シ、前月分取纏、翌月十日限抜所
へ出スベシ

一 毎月雜費仕払ハ、監察・会計取合ニテ取扱、第二号式之如ク表ヲ製シ、翌月十日限抜所へ出
スヘシ

一 鯨魚捕獲ノ都度々々売捌代価ヲ精算シ、第三号式ノ如ク表ヲ製シ扱所へ出スヘシ

両業主

一 右同断之節、肉分配納屋開等致ス時ハ、第四号式ノ如ク表ヲ製シ扱所ヘ出スベシ
 一 毎月雇人夫賃ハ詳細取調、第五号式ノ如ク表ヲ製シ、翌月十日限扱所ヘ出スベシ
 一 鯨肉代価ノ内、両業主以下借用セント欲スル時ハ、扱所ヘ届出、指図ノ上取計ルヘシ

二号

諸雜費仕払明細表

明治八年何月中捕鯨組諸雜費仕払明細表

合金何程

捕鯨組監察 何ノ誰○

會計主務 何ノ誰○

員目	数量	一箇ノ価	通計
米	何百石	何円	何百円
紙	何十束	何拾錢	何十円
塩	何俵	何拾錢	何十円
油	何石	何拾錢	何十円

此 記

三号

鯨代価明細書

明治八年何月何日捕獲何十尋座頭鯨代価明細書

合金何千何百円

捕鯨組會計主務

何ノ誰○

雇人夫賃錢仕払明細表

明治八年何月中捕鯨組雇人夫賃錢仕払明細表

合金何十円

何ノ誰○
何ノ誰○

事由	何月日捕 鯨ノ節雇人 何月日誰佐 賀行之雇	日数	人員	延人員	一人一日ノ賃	通計
						何円
	何十日	何日	何十人	何百人	何十錢	何円
	何十日	何人	何十人	何十人	何十錢	何円

此訳